

南島原市総合的シティプロモーション推進事業に係る回答票(4月12日)

①【留意事項】「受託者は本市が今後、成果物をいかなる活用や展開を行う場合であっても了承すること。」とあるが、仮にタレント起用などで契約期間がある場合はどう考えればよいか？

→タレントなど契約期間等があるものを提案する場合は、契約期間や使用内容などを明確に提示していただく必要がある。提示をいただければ、契約期間等があるものを起用することは問題ない。

②【留意事項】「事業終了後も PR 効果の継続性が見込める提案とすること。」とあるが、例えばどういう効果を期待するのか？

→仕様書「2 目的」に準ずる PR 効果を期待しています。

過去には、

- ・市の特産物 PR のためにブランド化した「おいしい南島原」
 - ・南島原食堂のように実働しているもの
 - ・ショートフィルムやアニメ、ドラマなど、YouTube 等で継続的に再生されているもの
- などが現在も継続的に PR 効果を発揮しているものがあります。

③【必須提案項目】(3) 市政施行 20 周年 PR グッズと【任意項目】(8) PR グッズは別物か？また、それぞれの制作個数は？

→別物である。それぞれのグッズの仕様や個数などについては、各提案のよるところである。

④【必須項目】(1) 市政施行20周年記念ロゴマーク制作は、現時点で何を提案すればよいか？

→提案内容としては、

- ・イラストレーターやクリエイティブアーティストなどによる制作
- ・公募型による制作 など

を想定しているが、そのほか効果的な制作方法があれば提案いただきたい。

なお、今回の提案については、制作方法を提示いただき、ロゴ現物については、事業開始後に本市を交えて20周年ロゴを決定することするので、ロゴ現物の提案については、不要である。

⑤美川憲一さんの PR 大使の任期が、令和7年3月末までということですが、今回の提案に美川憲一さんを活用したほうがよいか？またテーマの「水に流せるまち」も令和7年3月末まで継続するのか？

→活用については、各提案のよるところである。

また、テーマの「水に流せるまち」は1つの PR コンテンツであるので、活用方法は未定であるが、継続する予定である。

⑥【任意項目】※「島原手延べそうめん」の PR は対象外としますとありますが、今回のシティプロモーション推進事業ではまったく触れてはダメということでしょうか？

また令和6年度、島原手延べそうめんの PR はどのような内容をお考えでしょうか。

→全く使用してはならないということはないが、大々的な使用とならないように1つのコンテンツとして取り扱っていただきたい。また、今年度の島原手延べそうめんの PR については、現在担当課において内容の検討を含めて実施に向けて事務を進めています。